

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-203		学校 小学校		教科 道徳	種目 道徳	学年 1・2
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	上巻 17	上写真	サクラクレパス	特定の商品の宣伝になるおそれがある。	2-(7)	
2	下巻 全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「節度, 節制」)	2-(1)	
3	56 - 57		ページ全体	学習上必要な出典が示されていない。	2-(10)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-204		学校 小学校		教科 道徳	種目 道徳	学年 3・4
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	上巻 21	11 - 12	一万円さつにえがかれている渋沢栄一	児童にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
2	33	左下	体いく (ほけん)	児童にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
3	下巻 23	左下	体育 (ほけん)	児童にとって理解し難い表現である。	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-205		学校 小学校		教科 道徳	種目 道徳	学年 5・6
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	上巻 全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「個性の伸長」)	2-(1)	
2	83	左下9	レインフォレストにんしょう	不正確である。	3-(1)	
3	下巻 全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「感謝」)	2-(1)	
4	110 - 114	1 - 10	記述全体	児童が誤解するおそれのある表現である。 (障害について誤解する。)	3-(3)	
5	138	16 - 17	当時国内最高齢の博士になりました。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (国内最高齢の博士)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-206		学校 小学校		教科 道徳	種目 道徳	学年 1・2
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	上巻 45	囲み2 -3	おかしいと おもった ところは ありますか。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (友達に対する見方について誤解する。)	3-(3)	
2	150 - 151		ページ全体	学習上必要な出典が示されていない。	2-(10)	
3	下巻 全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「節度、節制」)	2-(1)	
4	全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度」、ほじゅうきょうざいの扱い)	2-(1)	
5	117	13 - 14	もちものらんに、「やる気」と書いてくれた。	相互に矛盾している。 (117ページ挿絵)	3-(1)	
6	150 - 151	上段	記述全体	学習上必要な出典が示されていない。	2-(10)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-207		学校 小学校		教科 道徳	種目 道徳	学年 3・4
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	上巻 全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「伝統と文化の尊重, 国や郷土を愛する態度」, ほじゅう教材の扱い)	2-(1)	
2	29	3段図	ピンクの塗色	児童が誤解するおそれのある図である。 (範囲)	3-(3)	
3	62	囲み2 -3	このクラスの問題はなんでしょう。	児童にとって理解し難い表現である。 (クラスの問題)	3-(3)	
4	147	囲み下 1	じいちゃんの言葉	児童にとって理解し難い表現である。 (じいちゃんの言葉が複数あり, どの言葉なのか理解し難い。)	3-(3)	
5	155	囲み上 1-3	はじめは、「おいしくない」と言っていた子どもたちが、「吹田くわい」をすきになっていく	児童にとって理解し難い表現である。 (「おいしくない」と言っていた子どもたちと, すきになっていく子どもの関係が理解し難い。)	3-(3)	
6	156 - 159		ページ全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示されていない。	固有 2-(4)	
7	160	表4	分けへだてをしない	児童にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
8	下巻 全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「伝統と文化の尊重, 国や郷土を愛する態度」, ほじゅう教材の扱い)	2-(1)	
9	8	9	二〇一九(令和元)年二月八日	不正確である。 (令和元)	3-(1)	
10	16	囲み上 3	はじめの「わたし」	児童にとって理解し難い表現である。 (どの場面の「わたし」なのか理解し難い。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-207		学校 小学校		教科 道徳	種目 道徳	学年 3・4
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
11	83	囲み上 1-2	下級生に声をかけるようになった	児童にとって理解し難い表現である。 (下級生)	3-(3)	
12	108	写真	MeiTO及びメイトー	特定の商品の宣伝になるおそれがある。	2-(7)	
13	114	図	ピンクの塗色	児童が誤解するおそれのある表現である。 (範囲)	3-(3)	
14	121	6	奄美大島・徳之島・沖縄北部及び西表島 他：3段右写真表題	不正確である。	3-(1)	
15	156 - 159		ページ全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示されていない。	固有 2-(4)	
16	157 - 159		ページ全体	学習上必要な出典が示されていない。	2-(10)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 104-208		学校 小学校		教科 道徳	種目 道徳	学年 5・6
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	上巻 全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度」)	2-(1)	
2	28	1	二〇二四（令和六）年、新一万円札の顔となった渋沢栄一	児童にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
3	39	8	実際のいじめに発展していきました。	心身の健康、安全及び健全な情操の育成について必要な配慮を欠いている。 (SNSでのいじめに対する配慮)	1-(5)	
4	39 - 40	13 - 1	先生はSNSにくわしくないし、きちんと伝わるか、心配です。	児童にとって理解し難い表現である。 (教科書がなくなったり、くつ箱のくつをよごされたりしていることとの関係が理解し難い。)	3-(3)	
5	40	囲み1 -8	問題を見つける ●「わたし」がここまで追いこまれてしまったのは、どうしてでしょう。 解決方法を考える① ●自分が「わたし」だったら、どのように問題を解決しますか。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (いじめられている側に問題があるかのように誤解する。)	3-(3)	
6	41		ページ全体	児童が誤解するおそれのある表現である。 (いじめ問題への対応)	3-(3)	
7	82	囲み4 -6	一八六一年三月、大統領となったエイブラハム・リンカーンは、黒人がどれいとして売買されていたアメリカ合衆国を変えようと、「どれい解放宣言」を行いました。この宣言で、法律上で	児童が誤解するおそれのある表現である。 (大統領就任から奴隷制度廃止に至る経過について誤解する。)	3-(3)	
			はどれい制度ははいしされました。			
8	107	下段1 -3	左のグラフは、インターネットで知り合った相手と直接会うことになった児童が、犯罪にまきこまれてしまった件数です。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (グラフの人数の全てが、インターネットで知り合った相手と直接会った事案であるかのように誤解する。)	3-(3)	
9	109	3 - 6	満月がのぼるのは昼間であることも多く、「のぼるパール富士」は、早朝か夕方しか見ることができない。朝霧高原で今日、夜明け前の午前三時半過ぎにそのすがたを見ることができる	児童にとって理解し難い表現である。	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-208		学校 小学校		教科 道徳	種目 道徳	学年 5・6
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
10	111	左1段 2-3	山に生えた木に雪がふきつけられて付着したもの。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (樹氷の形成について誤解する。)	3-(3)	
11	116	脚注1 -7	大山 標高一七二九メートル(剣が峰の高さ。現在は立ち入り禁止)で、中国地方でいちばん高い。弥山は、標高一七〇九メートル。	児童にとって理解し難い表現である。 (大山と弥山との関係が理解し難い。)	3-(3)	
12	133	地図	枠内左上地図	児童が誤解するおそれのある地図である。	3-(3)	
13	137	囲み上 1	「だれもがそこに行かぬから、……」	相互に矛盾している。 (135ページ4行の記述)	3-(1)	
14	139	1 - 2	なぜ寄付をしたのかは、わかりません。 他：140ページ10行理由は最後まで明らかになりませんでした、	児童にとって理解し難い表現である。 (138ページ7行の記述との関係が理解し難い。)	3-(3)	
15	144	脚注2 -3	逆さまに立てる。反対の方向に立てる。	主たる記述と適切に関連付けて扱われていない。	2-(13)	
16	144	脚注6 -7	開けられなようにする金具。	脱字である。	3-(2)	
17	160	脚注7 -11	現在まで残され、将来に引きつがれる、世界的に残す価値があるとみとめられた文化や自然が世界文化遺産。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (文化や自然)	3-(3)	
18	172 - 175		ページ全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示されていない。	固有 2-(4)	
19	172	下段	記述全体	学習上必要な出典が示されていない。	2-(10)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。



## 検 定 意 見 書

受理番号 104-208		学校 小学校		教科 道徳	種目 道徳	学年 5・6
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
20	172	下段	目標1～6, 目標7～12及び目標13～17の記述	児童が誤解するおそれのある表現である。(SDGsの目標について誤解する。)	3-(3)	
21	下巻 全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。(内容の「規則の尊重」)	2-(1)	
22	全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。(内容の「伝統と文化の尊重, 国や郷土を愛する態度」)	2-(1)	
23	23	6	5分21秒も早いタイム	不正確である。	3-(1)	
24	72	図	図全体	学習上必要な出典が示されていない。	2-(10)	
25	80	6	発表は、来週月曜日の学級活動の時間に行うが、	児童にとって理解し難い表現である。(学級活動の時間に行う)	3-(3)	
26	83	下段	攻撃的, 非主張的及びアサーティブの説明	学習上必要な出典が示されていない。	2-(10)	
27	139	グラフ	グラフ全体	学習上必要な出典が示されていない。	2-(10)	
28	139	4 - 7	「感謝の言葉を伝えたい相手」は「親」と答えた人が半数以上でした。ところが、七割以上の方が、親にその思いを「伝えられていない」と答えました。	相互に矛盾している。(139ページグラフ)	3-(1)	
29	161	下20 -21	(※1) 世界保健機関 (WHO) /国連児童基金 (UNICEF) 共同監視プログラム (2019) による。	児童が誤解するおそれのある表現である。(上段1～4行全ての典拠であるかのように誤解する。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-208		学校 小学校		教科 道徳	種目 道徳	学年 5・6
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
30	161	下段2 1	共同監視プログラム	不正確である。	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。





## 検 定 意 見 書

受理番号 104-211		学校 小学校		教科 道徳	種目 道徳	学年 5・6
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	上巻 全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「伝統と文化の尊重, 国や郷土を愛する態度」)	2-(1)	
2	3	下段5	演じて	表記の基準によっていない。 (読み方)	3-(4)	
3	下巻 全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「伝統と文化の尊重, 国や郷土を愛する態度」)	2-(1)	
4	179 - 183	1 - 6	記述全体	児童が誤解するおそれのある表現である。 (障害について誤解する。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-212		学校 小学校		教科 道徳	種目 道徳	学年 1・2
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	1 巻 全巻		図書の内容全体 (2巻も同様)	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「節度、節制」)	2-(1)	
2	7	下段2	おはし	脱字である。	3-(2)	
3	7	下段8 -10	おなじ マークの おはなしと いれ かえて、がくしゅうする ことが できます。	児童にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
4	24 - 25	下段挿 絵	挿絵全体	児童にとって理解し難い絵である。 (上段あ及びいの絵との関係が理解し難い。)	3-(3)	
5	150		ページ全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示されて いない。	固有 2-(4)	
6	2 巻 全巻		きょうかしよ	児童が誤解するおそれのある表現である。 (教科書でないかのように誤解する。)	3-(3)	
7	3 巻 全巻		図書の内容全体 (4巻も同様)	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切 である。 (内容の「節度、節制」)	2-(1)	
8	全巻		図書の内容全体 (4巻も同様)	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切 である。 (内容の「感動、畏敬の念」、ふろくの扱い)	2-(1)	
9	1	下段7 -8	同じ マークの お話と 入れかえて 、がくしゅうする ことが できます。	児童にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
10	166		ページ全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示され ていない。	固有 2-(4)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。



## 検 定 意 見 書

受理番号 104-213		学校 小学校		教科 道徳	種目 道徳	学年 3・4
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	1 巻 全巻		図書の内容全体 (2巻も同様)	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「節度、節制」、ふろくの扱い)	2-(1)	
2	1	下段6 -7	同じマークのお話と入れかえて、学習することができます。	児童にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
3	48	囲み, 2-3	記述全体	学習上必要な出典が示されていない。	2-(10)	
4	48	2 - 3	3ついじょうに当てはまるときは、ネットいぞん・ゲームしょうがいかもしれません。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (ネット依存・ゲーム障害と診断されるかのように誤解する。)	3-(3)	
5	49	右囲み 3	朝、起きられなくなる。	児童にとって理解し難い表現である。 (49ページ右囲み1～2行の記述との関係が理解し難い。)	3-(3)	
6	136 - 137	図	地しん及び台風・大雨などが示す範囲	児童にとって理解し難い図である。	3-(3)	
7	143	9 - 10	スーパーマーケットで売っているものとはちがい、サラダでも食べられるほどやわらかいのだそうだ。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (スーパーマーケットで売っているものは、サラダでも食べられるほどやわらかくないかのように誤解する。)	3-(3)	
8	146	上写真 説明	のっぺ	不正確である。	3-(1)	
9	182	上囲み	記述全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示されていない。	固有 2-(4)	
10	182	下囲み 図	図全体	児童にとって理解し難い図である。	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。



## 検 定 意 見 書

受理番号 104-213		学校 小学校		教科 道徳	種目 道徳	学年 3・4
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
11	2巻 全巻		教科書	児童が誤解するおそれのある表現である。 (教科書でないかのように誤解する。)	3-(3)	
12	3巻 1	下段6 -7	同じマークのお話と入れかえて、学習 することができます。	児童にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
13	21	上囲み 1	どこの国にも同じような遊びがあつて 、他：23ページ左囲み1行	児童にとって理解し難い表現である。 (どこの国にも)	3-(3)	
14	73	写真	Steiff	特定の営利企業の宣伝になるおそれがある。	2-(7)	
15	94	6	正しい勇気とはんだんをもって、	児童にとって理解し難い表現である。 (正しい勇気)	3-(3)	
16	95	挿絵	挿絵全体	児童にとって理解し難い絵である。	3-(3)	
17	143	下囲み 5-7	よごれた水しか使えないために、おな かをこわしてしまい、年間44万人の子 どもたちが命を落としています。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (44万人の死亡原因が、全て汚れた水によるもの であるかのように誤解する。)	3-(3)	
18	186	上囲み	記述全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示され ていない。	固有 2-(4)	
19	186	下囲み 図	図全体	児童にとって理解し難い図である。	3-(3)	
20	4巻 全巻		教科書	児童が誤解するおそれのある表現である。 (教科書でないかのように誤解する。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-214		学校 小学校		教科 道徳	種目 道徳	学年 5・6
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	1 巻 全巻		図書の内容全体 (2巻も同様)	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「友情, 信頼」, ふろくの扱い)	2-(1)	
2	全巻		図書の内容全体 (2巻も同様)	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「伝統と文化の尊重, 国や郷土を愛する態度」, ふろくの扱い)	2-(1)	
3	1	下段6 -7	同じマークのお話と入れかえて、学習することができます。	児童にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
4	31	脚注2 -4	オリンピック・パラリンピックを開く都市が提案できる種目。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (提案の主体について誤解する。)	3-(3)	
5	31	4 - 7	二〇二一(令和三)年八月、新型コロナウイルス感染症かくだいのため、予定から一年えん期して行われた東京二〇二〇オリンピック大会。上野選手は、再びマウンドに立った。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (東京二〇二〇オリンピック大会の日程について誤解する。)	3-(3)	
6	80	挿絵	挿絵全体	児童にとって理解し難い絵である。	3-(3)	
7	112	表4	安全に管理された飲み水を得られない人の割合	児童が誤解するおそれのある表現である。 (表の表題から子どもたちの割合であるかのように誤解する。)	3-(3)	
8	138	脚注1	Japanの読み方ヤーバン	誤記である。	3-(2)	
9	140 - 141		ページ全体	学習上必要な出典が示されていない。	2-(10)	
10	147	上段下 吹出し	「二時に広場で待っている」	相互に矛盾している。 (144ページ18行の記述)	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-214		学校 小学校		教科 道徳	種目 道徳	学年 5・6
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
11	182	上囲み	記述全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示されていない。	固有 2-(4)	
12	182	下囲み 図	図全体	児童にとって理解し難い図である。	3-(3)	
13	2巻 全巻		教科書	児童が誤解するおそれのある表現である。 (教科書でないかのように誤解する。)	3-(3)	
14	3巻 全巻		図書の内容全体 (4巻も同様)	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度」、ふるくの扱い)	2-(1)	
15	1	下段6 -7	同じマークのお話と入れかえて、学習することができます。	児童にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
16	85	7	平成の大修理	相互に矛盾している。 (82ページ写真説明)	3-(1)	
17	88	17	もぐりこんた。	誤記である。	3-(2)	
18	91	下段1	意思伝達装置	児童にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
19	124	上囲み 1-2	「お金を貸してくれないかな」と言われたとき、	相互に矛盾している。 (121ページ12～13行・15行の記述)	3-(1)	
20	148	8	学校の先生は、	児童が誤解するおそれのある表現である。 (法律の規定について誤解する。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-214		学校 小学校		教科 道徳	種目 道徳	学年 5・6
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
21	163	下段囲み1	苦しんだ	誤記である。	3-(2)	
22	168	脚注2	ケニア語の方言	児童にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
23	189	上囲み1	うなづいた	表記が不統一である。 (189ページ12行の表記)	3-(4)	
24	190	上囲み	記述全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示されていない。	固有 2-(4)	
25	190	下囲み 図	図全体	児童にとって理解し難い図である。	3-(3)	
26	4巻 全巻		教科書	児童が誤解するおそれのある表現である。 (教科書でないかのように誤解する。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-225		学校 小学校		教科 道徳	種目 道徳	学年 1・2
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	上巻 全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「節度, 節制」)	2-(1)	
2	73	上右囲 1-2	「ちがいよりも、だいじな こと」	相互に矛盾している。 (71ページ左下囲み吹出し2行の記述)	3-(1)	
3	132 - 133		ページ全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示されていない。	固有 2-(4)	
4	下巻 全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「規則の尊重」, ふろくの扱い)	2-(1)	
5	全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「伝統と文化の尊重, 国や郷土を愛する態度」, ふろくの扱い)	2-(1)	
6	70	挿絵	光一	誤記である。	3-(2)	
7	85	写真	萩原牛乳 とちらく牛乳 農協牛乳 らくのう牛乳	特定の商品の宣伝になるおそれがある。	2-(7)	
8	104	図	図全体	学習上必要な出典が示されていない。	2-(10)	
9	152 - 153		ページ全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示されていない。	固有 2-(4)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-226		学校 小学校		教科 道徳	種目 道徳	学年 3・4
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	上巻 表見返 1	上段6	自分の力 みんなの力	相互に矛盾している。 (19ページ表題)	3-(1)	
2	45	挿絵	あんしん あんぜん	相互に矛盾している。 (45ページ4行の記述)	3-(1)	
3	85	挿絵	ありがとう	相互に矛盾している。 (85ページ8行の記述)	3-(1)	
4	100	図	ピンクの塗色	児童が誤解するおそれのある表現である。 (範囲)	3-(3)	
5	156 - 157		ページ全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示されていない。	固有 2-(4)	
6	下巻 全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「節度、節制」)	2-(1)	
7	全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「感謝」)	2-(1)	
8	表見返 1	中段1 7	ONE TEAM 他：184ページ表17行	相互に矛盾している。 (140ページ表題)	3-(1)	
9	127	図	図全体	学習上必要な出典が示されていない。	2-(10)	
10	160 - 161		ページ全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示されていない。	固有 2-(4)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-227		学校 小学校		教科 道徳	種目 道徳	学年 5・6
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	上巻 全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「節度、節制」)	2-(1)	
2	11	11	九か月後、	児童が誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
3	13	下左囲 1-2	ステップアップシートを作ってみよう。	児童にとって理解し難い表現である。 (ステップアップシート)	3-(3)	
4	24	右写真	善意の傘はみんなの傘です 戻す時は つぎの人が使いやすいように きれいに 閉じて返しましょう。	相互に矛盾している。 (25ページ1～3行の記述)	3-(1)	
5	26	写真	どうぞご自由にお持ち帰り下さい！	相互に矛盾している。 (27ページ2～3行の記述)	3-(1)	
6	27	左写真	と玉ねぎ	相互に矛盾している。 (27ページ14～15行)	3-(1)	
7	40	下右囲 み1	世界中のに人々	誤記である。	3-(2)	
8	41	上段左 8	国際点字郵便局	誤記である。	3-(2)	
9	104	写真説明	ヒトの皮ふのiPS細胞	児童が誤解するおそれのある表現である。 (iPS細胞について誤解する。)	3-(3)	
10	148	図	図全体	学習上必要な出典が示されていない。	2-(10)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-227		学校 小学校		教科 道徳	種目 道徳	学年 5・6
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
11	154	囲み1	「人間の命も動物の命も同じ命。」と言う坂本さん	児童にとって理解し難い表現である。 (特定できる場面)	3-(3)	
12	164 - 165		ページ全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示されていない。	固有 2-(4)	
13	182	1	マケドニア	児童が誤解するおそれのある表現である。 (現在の国名であるかのように誤解する。)	3-(3)	
14	下巻 76	3	葉山アイス (他：76ページ8行)	特定の商品の宣伝になるおそれがある。	2-(7)	
15	79	下囲9 -10	<a href="https://www.jinken.go.jp/kodomo">https://www.jinken.go.jp/kodomo</a>	学習上の参考に供する情報を参照させるウェブページのアドレスは、発行者が管理するものでない。	2-(18)	
16	88	図	図全体	学習上必要な出典が示されていない。	2-(10)	
17	99	3 - 4	わたしたちの知る日本文化とはことなる	児童にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
18	164 - 165		ページ全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示されていない。	固有 2-(4)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。



## 検 定 意 見 書

受理番号 104-215		学校 小学校		教科 道徳	種目 道徳	学年 1・2
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	上巻 22	4	『シュシュクル』 他：24ページ上写真SUSUCRE	特定の営利企業の宣伝になるおそれがある。	2-(7)	
2	103	図	香川県を示す点	児童が誤解するおそれのある表現である。 (点を示す場所の全てが香川県であるかのように誤解する。)	3-(3)	
3	下巻 全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「節度、節制」)	2-(1)	
4	77	挿絵	看板 (きけん！水の広場であそばないで)	相互に矛盾している。 (76ページ1行の記述)	3-(1)	
5	142	枠上	わたしたちとじょうほう	児童にとって理解し難い表現である。 (142～143ページの挿絵との関係が理解し難い。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-216		学校 小学校		教科 道徳	種目 道徳	学年 3・4
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	上巻 全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「感謝」)	2-(1)	
2	5	上段1 0	自分とちがう意見が出たら	相互に矛盾している。 (105ページ表題)	3-(1)	
3	5	下段7	いちらん表	表記の基準によっていない。 (読み方)	3-(4)	
4	112	下囲み 1-3	同じようなことを見ているかもしれないね。	児童にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
5	下巻 全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度」)	2-(1)	
6	4	上段2 6	あなただったらどう考えますか	相互に矛盾している。 (71ページ表題)	3-(1)	
7	5	下段2	教材	表記の基準によっていない。 (材の読み方)	3-(4)	
8	33	吹出し 1	みずがめ	表記が不統一である。 (34ページ表題)	3-(4)	
9	79	上囲み 1	もう一度ポスターを見て、	児童にとって理解し難い表現である。 (特定できる場面)	3-(3)	
10	87		ページ全体	児童が誤解するおそれのある表現である。 (現在の世界自然遺産)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。



## 検 定 意 見 書

受理番号 104-217		学校 小学校		教科 道徳	種目 道徳	学年 5・6
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	上巻 142	側注1 -2	徳川家康が開いた江戸幕府が人々を治めた時代で、一六〇〇年から二百六十年以上も続いた。	児童が誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
2	154	図	図及び図説明	児童にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
3	下巻 全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「感謝」)	2-(1)	
4	28	5 - 6	マケドニア	児童が誤解するおそれのある表現である。 (現在の国名であるかのように誤解する。)	3-(3)	
5	64	脚注2 -3	児童生徒が通う	児童にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
6	64	脚注6 -10	発達障害の一つ。知能の発達が平均よりもおくれることで日常生活や社会生活に障害が見られる状態。	児童にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
7	69	左下囲み	Gakken	特定の営利企業の宣伝になるおそれがある。	2-(7)	
8	105	左囲み下	岩崎書店	特定の営利企業の宣伝になるおそれがある。	2-(7)	
9	159	脚注2 -4	いくつかあるものの中から選んで取り上げること。	主たる記述と適切に関連付けて扱われていない。	2-(13)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。